

# 飲料水11項目

飲料水9項目に、人の健康に関連する硝酸態窒素、亜硝酸態窒素が追加された項目です

一般財団法人北里環境科学センター

項目	項目の説明		基準
1 一般細菌	健康※1	細菌	1mLの検水で形成される集落数が100以下
2 大腸菌			検出されないこと
3 亜硝酸態窒素		非金属	0.04mg/L以下
4 硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素			10mg/L以下
5 塩化物イオン	200mg/L以下		
6 有機物(全有機炭素 (TOC) の量)	生活※2	一般性状 (水道水が有すべき性状)	3mg/L以下
7 pH値			5.8以上8.6以下
8 味			異常でないこと
9 臭気			異常でないこと
10 色度			5度以下
11 濁度			2度以下

※1：人の健康に関連する項目

※2：味、におい、色、泡立ちなど、生活上の不具合及び水道施設への影響に関連する項目